

## 〈海外動向紹介〉

### 金融・保険市場における動向（欧州）

#### 【EU・規制動向】

##### ○21世紀のリテール金融サービス政策に関するグリーンペーパーをEC委員会が公表

EC委員会は、5月2日、リテール金融サービス政策に関するグリーンペーパーを公表した。本ペーパーは、銀行預金、住宅ローン、投資および保険などのリテール金融サービスについて、消費者および金融業界が直面する問題点の理解を深め、今後取り組むべき領域を明らかにするものである。EC委員会では、7月16日までの意見公募、9月19日の公聴会開催により諮問プロセスを終了し、2007年秋に公表されるEC委員会の単一市場見直し（Single Market Review）に採用される。

なお、同ペーパーでは、目標および行動として、価格低減と消費者の選択肢拡大、消費者の信頼性拡大、消費者の力（能力、権利等）の拡大を掲げ、具体的には銀行口座や年金受給権限の移動可能性（mobility）向上、金融サービス苦情ネットワーク（FIN-NET）の改善、金融リテラシー向上など例示している。また、保険分野では、EC委員会は欧州保険職域年金監督者委員会（CEIOPS）と協力して、不必要な規制の排除等の観点から、国民の一般財としての保護ルール（the national 'general good' rules）を検討するとしている。また、一般から、例えば、自動車保険分野でEU統合による十分な利便性が享受できているかなどの意見を求めたいとしている。さらに、EC委員会は、2005年1月から加盟国で国内法制化が進められている保険仲介業務指令について、CEIOPSに検討を依頼し、本ペーパーを基に2008年から2009年の同指令の改正につなげたいとしている。

（EC委員会プレスリリース 2007.5.2 ほか）

#### 【イギリス・市場動向】

##### ○保険金不正請求額は1日当たり400万ポンドとの調査結果をABIが公表

英国保険協会（ABI）は、5月9日、保険詐欺による保険金の不正請求額は、推計で、1日当たり約400万ポンド、年間約16億ポンドに達するとの調査結果を発表した。

約7,000人の成人を対象に行った調査結果では、10人に1人は不正請求を行った経験があることを認めており、これらの不正請求によって善良な契約者の平均保険料負担を約40ポンド増加させているとしている。

同調査の主な結果は次のとおりである：①10人に1人（約500万人）は、住宅保険や自動車保険などの損害保険で不正請求を行ったことがあると認めている、②個人の契約者による出来心詐欺（保険事故に乗じて請求額を水増しする行為など）単独で、年間約8億ポンドのコスト増が生じている。③住宅関連が最も詐欺行為者の利得の源泉になっており、不正請求のコストの約半分は家財保険および建物保険の請求で発生している。

ABIでは、調査結果を踏まえ、保険詐欺の防止のために、刑事訴追など、一層の抑止

策の必要性を訴え、今後とも警察に対して、詐欺に対して重大な報いがなされるよう、詐欺対策に一層の人員を割当てていくことを求めていくとしている。

(ABI プレスリリース 2007.5.9)

## 【東欧・M&A】

### ○ゼネラリが PPF グループと東欧とロシア・CIS における保険 JV を設立

イタリア最大の保険グループであるゼネラリは、4月26日に東欧の消費者金融グループ PPF グループと、東欧とロシア・CIS における保険事業を統括するジョイント・ベンチャー（以下「JV」）を設立することで合意した。PPF グループは、チェコ最大の保険会社で、チェコのほか、ロシア、スロバキア、ウクライナ、カザフスタンで保険事業を展開する、チェスカ保険（Ceska pojistovna）の親会社である。

JV は、東欧とロシア・CIS 諸国 12 カ国の、ゼネラリと PPF グループの保険事業を統合するもので、両者を単純合計した事業規模は、総収入保険料が 26 億ユーロ、契約者数が 900 万人となる。今後、2007 年中を目処に、ゼネラリが現金で PPF グループに 11 億ユーロを払い込み、JV の 51% の支配権を手に入れる。

ゼネラリは、既に東欧 10 カ国で、約 400 万人の保険契約者を保有していたが、今回の JV の設立により保険契約者数は倍以上となる。今後は、チェスカ保険とゼネラリのダブル・ブランドで、東欧とロシア・CIS における保険事業拡大を目指している。

(Post Magazine 2007.5.3、ゼネラリ・PPF 共同プレスリリース 2007.4.26)

## 【オランダ・M&A】

### ○アクサがオランダ保険事業を売却

欧州の大手保険グループ、アクサは、6月4日に、オランダにおける保険事業を、同国の銀行・保険グループである SNS REAAL に、17.5 億ユーロで売却することを発表した。SNS REAAL は、SNS 銀行や REAAL 保険（REAAL Verzekeringen）などを傘下に治めるオランダの金融グループである。

アクサのオランダにおける保険事業は、アクサ・オランダなど 3 社からなり、生命保険で 7 位、損害保険で 11 位の市場シェアを有しているが、市場の競争が激しく、今後も、ユーレコ、ING、フォルティス、アビバなどの上位 4 社を凌駕する市場シェアが臨めないため、売却が決定された。

SNS REAAL は、主に個人と中小の企業を対象とした保険販売で、オランダ国内で 5.2% の市場シェアを有している。今回のアクサの保険事業の買収で、市場シェアは、エーゴンの市場シェア 9.1% をわずかに上回る 9.2% となると、SNS REAAL は述べている。SNS REAAL は、今後新株発行により資金調達を行い、2007 年の下半期中に、アクサに現金を払い込み、買収を終了させる予定である。

(Financial Times 2007.6.5、アクサプレスリリース 2007.6.4 ほか)

## 金融・保険市場における動向（米国）

### 【市場動向】

#### ○オールステートはカリフォルニア州でのホームオーナーズ保険の新規引受停止を発表

ホームオーナーズ保険の販売において、全米で約 1,700 万件と最大規模のオールステートは、7月1日以降カリフォルニア州でのホームオーナーズ保険の新規販売を停止することになった。カリフォルニア州では、ホームオーナーズ保険販売において、ステートファーム、ファーマーズに続き第三位のオールステートで、契約件数は約 90 万件に上る。現在オールステートの商品を販売している 1,200 以上の代理店は、今後ホームオーナーズ保険の新規契約については、カリフォルニアに本社を置くパシフィックスペシャリティの商品を取扱うことになる。

同社は既にハリケーン被害の多い、フロリダ、コネチカット、デラウェアやニュージャージーでの新規ホームオーナーズ保険契約引受停止について表明していたが、地震や森林火災リスクが高いカリフォルニア州における新規契約引受停止はこれに続くものである。同社は既に、07 年度第一四半期対前年対比で、カリフォルニア州で 31%、ハリケーンの影響を受けやすい州でも 15%ほどホームオーナーズ保険契約件数を減らしている。

ステートファームやファーマーズは、カリフォルニア州でのホームオーナーズ保険引受抑制は考えておらず、オールステートの顧客を取込むよいチャンスだとしている。

(Insurance Journal 2007.5.25、National Underwriter 2007.5.21 ほか)

#### ○世界で起きたテロ事件のデータベースをウェブで公開

世界で起きたテロに関するデータベースが、テロリズムに関する対応や研究を行う全米協議会（The National Consortium for the Study of Terrorism and Responses to Terrorism：以下「START」）によりまとめられ、情報として開示された。

(<http://www.start.umd.edu/data/gtd/>)

START は、米国が国土安全保障に取り組む中、2003 年 1 月 24 日に設置された国土安全保障省（Department of Homeland Security：「DHS」）から資金の提供を受けている、メリーランド大学を中核的拠点とする研究機関で、テロリスト組織の解明、テロ原因の究明、テロ兆候の検地、対テロ戦略の立案、脅威の理解・対応を深めるためのツールの開発などを実施している。

製作に 5 年を要したデータベースは、1970 年から 2004 年までのテロ事案 80,000 件を保有し、30,000 件を超える爆破、13,400 件を超える暗殺、3,200 件を超える誘拐についての情報を含む。START は 12 ヶ月以内に、2007 年までの情報を更新する予定。

(Insurance Journal 2007.5.25 ほか)

## 【市場動向】

### ○損害保険会社は記録的なコンバインド・レシオを達成

2006年の米国損害保険会社はコンバインド・レシオ92.4%という驚くべき保険引受(アンダーライティング)・リザルトを記録した。これは、1935年以來最高のものであり、このような好リザルトは、今後10年間はないと言われている。この要因のひとつは2006年が大規模災害の少なかった年であったことであるが、その他に集団訴訟の改善、優れたアンダーライティングの結果などがあったと考えられている。

2006年の正味収入は637億ドルで2005年の442億ドルから44%アップしている。この正味収入には2006年の保険引受利益312億ドルも影響している。

正味保険料は、2005年の4,250億ドルから2006年の4,440億ドルと伸びているが、保険の価格が低下していたにも関わらず正味保険料が伸びた原因のひとつには、保険会社が保有を高くした可能性が言われている。

(数字は、Insurance Services Office Inc.と the Property Casualty Insurers Association of America の共同報告による。)

また、主要な再保険会社のコンバインド・レシオも2005年の129.4%から2006年には、64.6%に改善している。

(National Underwriter Property & Casualty 2007.4.30 ほか)

### ○テロリスク保険法の延長

テロリスク保険法の延長について、米国上下院の意見が分かれている。

テロリスク保険法は、2002年11月に成立したもので、破壊活動に伴う損害で民間保険会社の保険金が巨額に上る場合、損害額の一定額までは保険会社が補償し、その額を超えた部分は一定の割合で国が補償するというものである。当初2005年までの期限であったものが延長され、2007年12月末にその期限が切れることになっている。

現在、そのテロリスク保険法の延長を米国上下院で検討しているが、延長期間について、永久的なものとするか期限付きとするか、期限付きとする場合に何年間とするかについても論議が続いている。また、中小保険会社にとっては、保険会社として負担すべき額が低く抑えられることを望んでいる。

いずれにしても、テロリスク保険法の期限延長は間違いなく行われる見込みである。

(Business Insurance 2007.2.12、BestWeek Property & Casualty 2007.3.12 ほか)

## 金融・保険市場における動向（アジア）

### 【インド・料率制度】

#### ○損害保険のタリフ制度廃止の影響は未だ限定的

インドでは、2007年1月1日より損害保険料率のタリフ制度が廃止された。

これに伴い、一部の保険種目では保険料率が50%下落したものもあるが、損害保険市場全体での総収入保険料は前年と同じレベルを維持しており、タリフ制度廃止の影響は現時点では限定的である。

国営保険会社の4社については、火災保険や自動車の車両保険等がタリフ制度廃止の影響で減収となったが、2007年第1四半期に前年同期比100%の増収となったエンジニアリング保険等の他種目が火災保険や車両保険等の減収をカバーしている。

一方、保険規制監督機関である IRDA (Insurance Regulation and Development Authority) は、料率のみの自由化に留まり約款や保険条件は既存のものを使用している2007年1月からのタリフ制度廃止を第一段階と位置づけ、約款や保険条件の自由化も行う第二段階を2008年にかけて行う計画としている。市場関係者によれば、このタリフ制度廃止の第二段階は第一段階よりも重要であり、損害保険会社がより新しく国際的にも通用する商品をインドの損害保険市場に導入しやすくし、このことにより消費者は安い保険料で契約できるだけでなく、多くの種類の保険商品の選択肢という恩恵を得ることとなる。

(Asia Insurance Review eWeekly News 11 May, 15 June 2007)

### 【タイ・市場動向】

#### ○保険市場の成長を期待

スタンダード・アンド・プアーズの公表したレポート「タイ保険業界の展望 2007-2008」は、タイの損害保険、生命保険共に、今後も継続的な成長が見込まれると予想している。

生命保険に関しては、タイにおける現在の低い普及率が長期的な成長の要因であり、2007年については、税制上の優遇措置、GDPの伸び、および年初の金利の下降に伴う生命保険の貯蓄型商品としての相対的な商品価値の上昇により、生命保険料の増収が予想されている。一方、損害保険に関しては、現在は各社とも安定した業績を残しているが、中期的に見れば、損害保険会社間の競争が激しくなることにより、将来的な不安定要素が存在しているとしている。

また、今後の動向は、監督官庁がどの程度保険市場の自由化や保険会社の財務体質の強化に関与してくるかということが大きく影響してくるとし、アジア各国で導入されつつあるリスクベースでの資本政策や支払い余力の新たな基準により、多くの保険会社は影響を受けるであろうとしている。

(Asia Insurance Review eWeekly News 28 May 2007 他)

## 【中国・自動車保険】

### ○自賠責保険料引き下げの前提

中国の保険行政の監督機関である中国保険監督管理委員会（以下、「C I R C」）は保険会社に対して独自に強制自動車賠償責任保険料率の決定をすることを許可するのにあたり、事前にもっと多くの研究をしてその運用状況の分析をする必要があるだろうと、保監管委の Yuan Li 氏は述べている。さらに彼は、C I R C がまたこの種の保険を販売する保険会社の今後の遂行状況を調べることになるだろうし、保険料上昇が頻繁に行われるようなら聴聞会を開くことになるだろうと、述べている。

対外経済貿易大学の Wang Wen 保険学部長は、C I R C はまた保険料率を決定する際には地域格差を考慮すべきであると述べている他、保険会社はその強制保険から既に莫大な利益をあげているのであるから、本来なら引き下げられるべきであると認めている。

さらに、中央財経大学の Li Ruojin 教授は保険料率は車種や運転手に応じて決まるべきであると述べている。

C I R C の上海事務所のデータによると、上海は変動保険料率を採用している先進の地である。40万9,200件の強制自動車賠償責任保険の契約者のうち、今年の第1四半期にはその40.7%が前年に比べて低い保険料を、15%のみが前年に比べて高い保険料を、残り44.3%は前年と全く同じ保険料を支払っていたことが分かった。

(Asia Insurance Review ウェブサイト 2007.05.02)

## 【韓国・代理店政策】

### ○代理店の保険販売人に関する規制の策定

韓国の保険行政の監督機関である金融監督院（以下「金監院」）は、保険販売人の雇用確保の強化を目的とした規制のリストを現在策定中である。

保険会社と保険代理店の間にはこれまで、雇用確保に関する条件と保険商品の営業に関して意見の食い違いがあった。保険会社はよく営業担当者をうまく利用して、事前予告なく勝手に代理店の手数料を上下させたり、その委託契約を撤回しているという報告が以前にはあった。

10月からは、代理店の怠慢などの十分な理由がない限り、保険会社が代理店との委託契約を終結させることは許されなくなる。もしそのようなことが起きたら、代理店側は保険会社に対して損害賠償の請求をすることが認められることになる。

金監院の保険監督官である Park Byoung-myoung 氏は、当局はこの規制案に関する保険業界からのフィードバックを待って、保険会社と保険募集人との間の契約締結に関する標準規則を取り交わすことになる」と述べた。このガイドラインは関係政府機関と協議された後、9月末までに金監院が成立させることになる。

(Asia Insurance Review ウェブサイト 2007.06.09)